

平成28年からの 公社債税制改正の全体像

1

公社債税制の改正概要

2

法人に対する道府県民税利子割の廃止

3

指定金融機関等・公共法人等・振替機関等の確認を受けた
事業法人の受取利子の源泉徴収不適用

4

普通法人等の受取利子の所得税額控除の改正

5

経過利子の受け渡し方法の改正

6

「課税玉」と「非課税玉」の分断の解消

7

割引債の源泉徴収の方法の変更

8

外国所得税との二重課税調整方法の変更

9

外国法人が受け取る公社債の利子・償還差益等の扱い

1. 平成27年12月31日以前の公社債税制

平成27年12月31日以前の法人投資家に対する公社債の税制は、法人の属性により、適用される税制が異なっています。大きく分けて、「源泉徴収なしの法人」と「源泉徴収ありの法人」の2つに分けられます。

「源泉徴収なしの法人」には、①指定金融機関等、②振替機関等の確認を受けた事業法人、③公共法人等があります。これらの法人は利付債の利子を受け取る際、所得税および復興特別所得税の源泉徴収・道府県民税利子割の特別徴収が免除されます。

「源泉徴収ありの法人」には、④非営利型の一般社団法人・一般財団法人（以下「一般社団法人等」）、⑤非営利型でない一般社団法人等、⑥普通法人等があります。これらの法人は、利付債の利子を受け取る際、所得税および復興特別所得税の源泉徴収・道府県民税利子割の特別徴収が行われます。源泉徴収された所得税額等は法人税額等から控除しますが、④非営利型の一般社団法人等は、法人税法上は公益法人等に該当し、収益事業を行っていない場合は控除する法人税等が存在しないため、所得税額等の控除が行えないものとなっています。

これらをまとめると、次の図表1のようになります。なお、本章においては、法人等の種類をこれらの①～⑥の6種類に分類して解説を行います。

図表1 公社債税制の概要（平成27年12月31日以前）

現行税制			利付債の利子		割引債の償還差益	源泉徴収（特別徴収）された所得税額等の控除		法人税等の扱い
	本章での記載	例示・説明	所得税・復興特別所得税	道府県民税利子割	所得税・復興特別所得税	所得税・復興特別所得税	道府県民税利子割	
① 源泉徴収なしの法人	指定金融機関等	銀行などの金融機関、証券会社などの金融商品取引業者など	保有期間分について源泉徴収免除 ①～③の法人で連続して保有されている場合は、保有期間の通算あり	保有期間分について源泉徴収免除 ①～③の法人で連続して保有されている場合は、保有期間の通算あり	発行時の源泉徴収あり（原則18.378%）	源泉徴収・特別徴収が免除されるので適用しない		全所得に対して法人税課税
	振替機関等の確認を受けた事業法人	資本金等の額が1億円以上であることなどについて、振替機関等の営業所の長の確認を受けた法人						
	公共法人等	公益社団法人、公益財団法人など所得税法別表第一に掲げられる「公共法人等」						
④ 源泉徴収ありの法人	非営利型の一般社団法人等	一般社団法人（非営利型法人）、一般財団法人（非営利型法人）、人格のない社団等	源泉徴収あり（15.315%）	特別徴収あり（5%）	発行時の源泉徴収あり（原則18.378%）	収益事業を原資とする場合は保有期間分について法人税額等から控除、収益事業を原資としない場合は控除する法人税等がないため控除できない		収益事業に対して法人税課税（注） （収益事業を原資としない場合、利子・償還差益等は非課税）
	非営利型でない一般社団法人等	一般社団法人・一般財団法人のうち「非営利型法人」でないもの						
	普通法人等	上記①～⑥に該当しない法人等						
⑤						保有期間分について法人税額等から控除		全所得に対して法人税課税

（注） 法人税法上の「公共法人」の場合は、収益事業についても法人税非課税です。

2. 改正後の公社債税制の概要

平成28年1月1日以後、法人投資家の公社債税制は以下のように改正されます。

図表2 公社債税制の概要（平成28年1月1日以後）

平成28年1月1日以後の税制			利付債の利子		割引債の償還差益	源泉徴収（特別徴収）された所得税額等の控除		法人税等の扱い
	本章での記載	例示・説明	所得税・復興特別所得税	道府県民税 利子割	所得税・復興特別所得税	所得税・復興特別所得税	道府県民税 利子割	
① ② ③	源泉徴収なしの法人	指定金融機関等	利子の全額について源泉徴収免除	特別徴収を廃止	源泉徴収なし	(原則として、源泉徴収が免除されるので適用しない)	道府県民税法人税割からの控除を廃止	全所得に対して法人税課税
		振替機関等の確認を受けた事業法人						
		公共法人等						
④ ⑤ ⑥	源泉徴収ありの法人	非営利型の一般社団法人等	源泉徴収あり (15.315%)	債還時の源泉徴収あり (15.315%)	取益事業を原資とする場合は源泉徴収された全額について法人税額等から控除、取益事業を原資としない場合は控除する法人税等がないため控除できない	道府県民税法人税割からの控除を廃止	取益事業に対して法人税課税(注1) (取益事業を原資としない場合、利子・償還差益等は非課税)	
		非営利型でない一般社団法人等						
		普通法人等						
本章における説明			442ページ	441ページ	449ページ	443ページ	441ページ	

(注1) 法人税法上の「公共法人」の場合は、取益事業についても法人税非課税です。

(注2) 網掛けの部分が改正点です。

2 法人に対する道府県民税利子割の廃止

所法174、175
地法23①三の二、71の6①

平成27年12月31日以前に支払いを受けるべき利子等について、法人が利付債の利子を受け取る場合、所得税および復興特別所得税（15.315%）の源泉徴収および道府県民税利子割（5%）の特別徴収（計20.315%の源泉徴収）が行われます。利子に対して特別徴収された道府県民税利子割については、道府県民税法人税割からの控除や充当・還付等を受けることにより調整が行われます。

平28施行後地法24①五

平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等について、利子等の支払いを受ける者が法人である場合、道府県民税利子割（5%）の特別徴収が廃止され、源泉徴収率は15.315%となります。

地法平25法3附則5

道府県民税法人税割からの利子割の控除や充当・還付等については平成27年12月31日以前に支払いを受けるべき利子等について、その支払いを受けるべき日の属する事業年度まで適用され、以後廃止となります。

法4①、7

「非営利型の一般社団法人等」（図表1・図表2の④）においては、利子について所得税等は

課税されますが、非営利事業を原資とする場合については、法人税等は課税されません。非営利事業を原資とする場合、「非営利型の一般社団法人等」にとっては、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等から、利子に対する税負担が20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、道府県民税利子割5%）から15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）に軽減されることとなります。

地法53⑥
地法平25法3
附則5

「普通法人等」（図表1・図表2の⑥）においては、現在、特別徴収された道府県民税利子割は、道府県民税法人割からの控除や充当・還付等を受けていますが、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等から特別徴収が廃止されます。

普通法人等が利払期中途中で利付債を購入した場合は、特別徴収される道府県民税利子割のうち自己の保有期間分だけしか道府県民税法人税割からの控除を行えないため、「**4普通法人等の受取利子の所得税額控除の改正**」で後述する所得税額控除と同様に、現在は、道府県民税利子割と道府県民税法人税割等の二重課税の問題が生じています。改正後は、そもそも道府県民税利子割の特別徴収がなくなるため、この二重課税の問題が解消されます。

3

指定金融機関等・公共法人等・振替機関等の確認を受けた事業法人の受取利子の源泉徴収不適用

1. 全額源泉徴収不適用

所法11
措法8

「指定金融機関等」（図表1・図表2の①）・「振替機関等の確認を受けた事業法人」（同②）・「公共法人等」（同③）が保有し振替口座簿に記載または記録されている公社債について、利払いを受けるときは、所得税等（所得税および道府県民税利子割）の源泉徴収が免除されます。

平成27年12月31日以前に支払いを受けるべき利子等については、受取利子の全額について所得税等の源泉徴収が免除されるのは、利子の計算期間の全てについて「源泉徴収なしの法人」（図表1・図表2の①～③）のいずれかが保有していた場合に限られ、利子の計算期間のうち一部でも個人または「源泉徴収ありの法人」（同④～⑥）が保有していた期間がある場合には、保有期間に基づく按分計算による所得税等の源泉徴収が行われます。

平28施行後所
法11
平28施行後措
法8

平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等からは、「源泉徴収なしの法人」が保有し振替口座簿に記載または記録されている公社債について、利払いを受けるときは、その保有期間にかかわらず、受取利子の全額が源泉徴収不適用となります。

2. 振替機関等の確認を受けた事業法人の源泉徴収不適用期間の改正

「振替機関等の確認を受けた事業法人」（図表1・図表2の②）について源泉徴収不適用とする期間について、次の改正が行われます。

措令3の3⑨

平成27年12月31日以前は、事業法人が、資本金等の額が1億円以上であることなどについて、振替機関等の営業所の長が確認した日（以後、「確認した日」）以後1年を経過する日までの期間内に開始する公社債の利子等の計算期間に対応するものについて、源泉徴収不適用となっています。

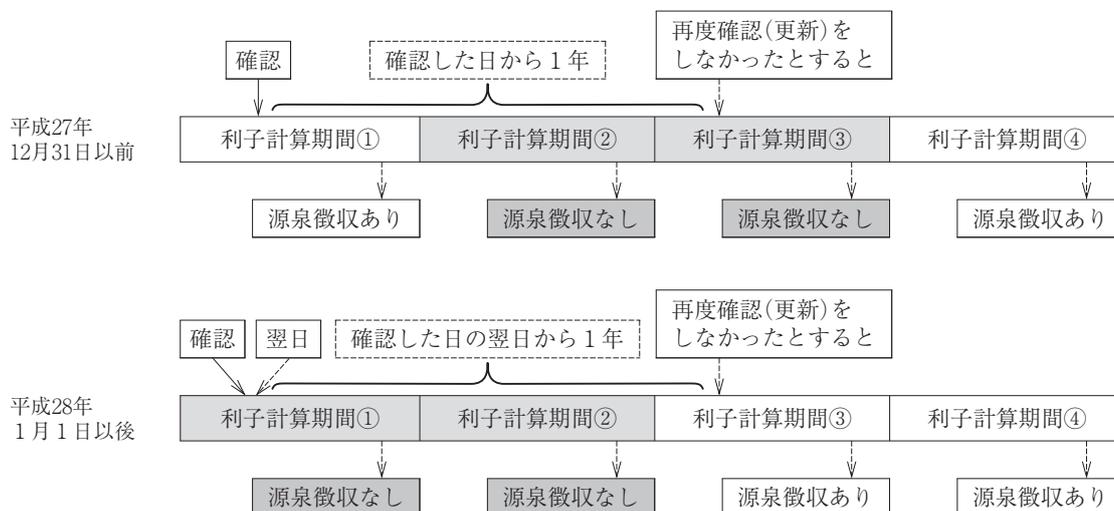
平28施行後措
令3の3⑨

平成28年1月1日以後は、「確認した日」の翌日から同日以後1年を経過する日までの期間内に支払いを受けるべき公社債の利子等について、源泉徴収不適用となります。

この改正点を図示すると、次の図表3のようになります。

図表3 振替機関等の確認を受けた事業法人の利子の源泉徴収不適用

(年2回払いの債券の例。利子計算期間は6ヵ月間)



平成27年12月31日以前は、「確認した日」以後1年を経過する日までの期間内に開始する公社債の利子等の計算期間に対応するものが、源泉徴収不適用となるため、「確認した日」より前に既に利子計算期間が開始している分(図表3の利子計算期間①)の利子については、源泉徴収されます。その代わりに、利子計算期間の開始時が「確認した日」以後1年以内であれば源泉徴収は行われません(図表3の利子計算期間③)。

平成28年1月1日以後は、「確認した日」の翌日以後1年を経過する日までの期間内に支払いを受けるべき公社債の利子等が源泉徴収不適用となるため、「確認した日」より前に利子計算期間が開始している分(図表3の利子計算期間①)の利子についても源泉徴収不適用となります。

なお、「確認した日」の翌日以後1年を経過する日までの間に再度の確認(更新)をしなかったとすると、1年の期限切れ直後からの利払いについて源泉徴収が行われるようになります(図表3の利子計算期間③)。

4

普通法人等の受取利子の 所得税額控除の改正

1. 普通法人等・非営利型でない一般社団法人等の場合(改正前)

平28施行後法
令140の2

平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等から、自己の保有期間にかかわらず、源泉徴収された所得税額(および復興特別所得税額)の全額を所得税額控除できるように改正されます。

法令140の2

平成27年12月31日以前に支払いを受けるべき利子等は、「源泉徴収ありの法人」(図表1・図表2の④～⑥)が受け取った利子について源泉徴収された所得税額(および復興特別所得税額)

については、自己が保有していた期間分に限り法人税額（または復興特別法人税額）から所得税額控除ができます。道府県民税利子割についても同様です。

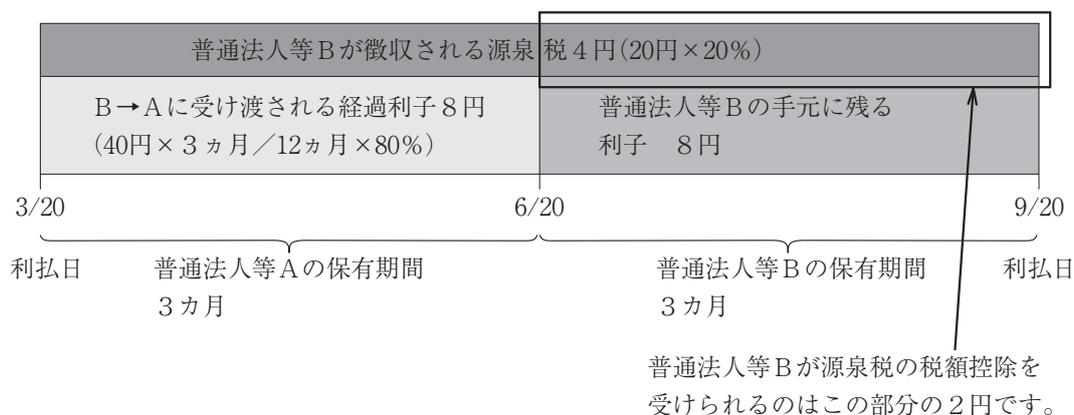
利払期間の途中で利付債を取得すると、自己が保有していなかった期間分については所得税額等の控除が行えません。

この影響を、売買が「普通法人等」（図表1の⑥）の間で行われた場合で考えます。買い手が利払いを受ける際には、保有期間ではなく、利払期間全期間分の源泉税（所得税等）を徴収されるのに対して、この所得税等の法人税等からの控除は保有期間分しか行えないとすると、非保有期間分の所得税等は法人税等に乗せて余計に支払っていることとなります。そのため、買い手が売り手に支払う経過利子（これは買い手が保有していなかった期間分に相当）は、この源泉税相当額だけ少なく支払われます。これによって、買い手は法人税等から控除できない所得税等の分を調整することができます。

しかし、売り手側が買い手から受け取る経過利子は、源泉税相当額分少なくなります。これは所得税等ではないため、法人税等から控除することができません。したがって、売り手が受け取る経過利子については法人税等と所得税等が実質的に二重に課されることとなります。売り手はその分、高い単価で買い手に販売していることも考えられますが、その場合は、買い手のコストも増加することとなります。このため、普通法人等のような利子に対して源泉税が課される法人間の売買の場合は、利払い期と利払い期の間の売買は回避される傾向があります。

例えば、3月20日と9月20日に利払いが行われる利付債（額面1,000円、表面利率4%）を、6月20日に普通法人等Aが普通法人等Bに受け渡した場合を示したものが図表4です。

図表4 税額控除の対象となる源泉税額（平成27年12月31日以前）



(注) 復興特別所得税は考慮していません。

図表4を見ると分かる通り、買い手の普通法人等Bは9月20日に20円（1,000円×4%×6ヶ月/12ヶ月）の利子の支払いを受けますが、うち20%（計算の便宜上、復興特別所得税は考慮しない）の4円は源泉徴収され、手取りは16円となります。

普通法人等Bが源泉徴収された源泉税4円のうち、法人税等から控除できるのは自己の保有期間分に相当する源泉税の2円だけです。他方で、売り手の普通法人等Aに支払う経過利子は、10円（1,000円×4%×3ヶ月/12ヶ月）から源泉税相当額2円（＝10円×20%）を減額した8円です。その結果、法人投資家Bが受け取る利子は、10円（＝16円－8円＋2円）となります。法人税等は、10円に対して課されます^(注)が、所得税等との二重課税は調整されます。

(注) 経過利子を前払金として処理し、利払い時に控除する場合です。なお、経過利子を取得価額に含める場合は、譲渡益・償還益から控除されます。

他方で、売り手の普通法人等Aは、経過利子として8円しか受け取ることができず、自己が保有していた期間に相当する源泉税相当額の2円は、所得税等そのものではないため、法人税

等から控除できません。さらにこの8円に対して法人税等が課され、実質的に所得税等と法人税等が二重課税となっています。

2. 普通法人等・非営利型でない一般社団法人等の場合（改正後）

平28施行後法
令140の2

平成28年1月1日以後においては、利払期間の途中で「源泉徴収ありの法人」が利付債を購入し、その期間の利子を受け取った場合、受取利子の全額について所得税（および復興特別所得税）の源泉徴収が行われる一方で、その所得税額（および復興特別所得税額）はすべて法人税額から控除できるようになります。

これに伴い、経過利子について所得税額等を控除せずに全額を受け渡すようルール改正が行われます（「5経過利子の受け渡し方法の改正」を参照）。

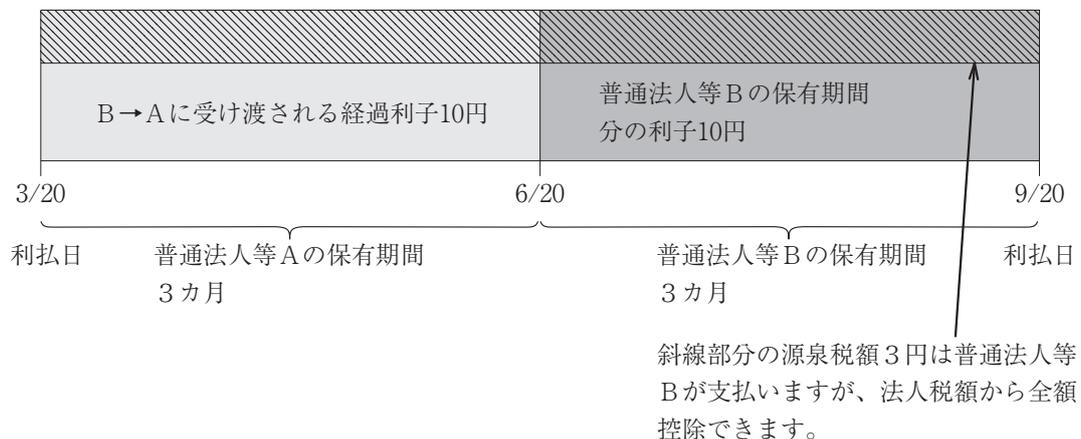
このため、改正後は普通法人等（図表2の⑥）にとってあくまで源泉所得税は仮払いであり、利払期間の途中で利付債を売却した場合でも、所得税等と法人税等の二重課税の問題はなくなります。また、「売り手」の側に二重課税の問題がなくなるため、「買い手」の側にその負担が転嫁されることもなくなります。

「非営利型でない一般社団法人等」（改正前は図表1の⑤、改正後は図表2の⑤）においても、所得税・法人税ともに普通法人等と同様の扱いになるため、改正により所得税と法人税の二重課税の問題はなくなります。

図表4と同様に、例えば、3月20日と9月20日に利払いが行われる利付債（額面1,000円、表面利率4%）を、6月20日に普通法人等Aが普通法人等Bに受け渡した場合の改正後の姿を示したものが次の図表5です。

図表5を見るとわかる通り、買い手の普通法人等Bは9月20日に20円（ $1,000円 \times 4\% \times 6\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$ ）の利子の支払いを受けますが、うち15%（所得税のみ。なお、計算の便宜上、復興特別所得税は考慮しない）の3円が源泉徴収され、手取りは17円となります。

図表5 税額控除の対象となる源泉税額（平成28年1月1日以後）



（注）復興特別所得税は考慮していません。

ただし、この源泉税3円は法人税から全額控除できます。売り手の普通法人等Aに支払う経過利子は、10円（ $1,000円 \times 4\% \times 3\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$ ）です。源泉税相当額1.5円（ $=10円 \times 15\%$ ）は減額しません（「5経過利子の受け渡し方法の改正」を参照）。その結果、法人投資家Bが受け取る利子は、10円（ $=17円 - 10円 + 3円$ ）となります。法人税等は、10円に対して課されます^(注)が、所得税等との二重課税は調整されます。

（注）経過利子を前払金として処理し、利払い時に控除する場合です。なお、経過利子を取得価額に含める場合は、譲渡益・償還益から控除されます。

他方で、売り手の普通法人等Aは、経過利子として10円を受け取ります。この10円に対して法人税等が課され、所得税等と法人税等との二重課税は生じません。

このように、改正後は、買い手の普通法人等Bにとっても売り手の普通法人等Aにとっても、所得税等と法人税等の二重課税が生じなくなることがわかります。

3. 非営利型の一般社団法人等の場合

「非営利型の一般社団法人等」(図表1・図表2の④)は、収益事業を行っていない場合控除する法人税等が存在しないため、所得税額等の控除が行えません。この場合は源泉所得税が実質的な負担となるが、これは改正の前後で変わりません。ただし、改正後は道府県民税利子割の負担はなくなります(「2法人に対する道府県民税利子割の廃止」を参照)。

5

経過利子の受け渡し方法の改正

1. 税相当額の控除の廃止

平成28年1月1日以後(詳細な施行時期は3. で後述します)は、日本証券業協会や東京証券取引所などの規定が改正され、経過利子の受け渡しの際の税相当額の控除が行われなくなります。

平成27年12月31日以前は、個人や「源泉徴収ありの法人」(図表1の④~⑥)が指定金融機関等(同①)と既発の利付債の売買を行い、経過利子の受け渡しを行う際には、税相当額(現在は20.315%)の控除を行います。

指定金融機関等(図表1・図表2の①)が個人や「源泉徴収ありの法人」(同④~⑥)から利付債を買取った場合、利払期が来て利子を受け取る際に、個人や普通法人等が保有していた期間分については所得税等の源泉徴収が行われるため、その所得税等の負担を転嫁するため、経過利子から税相当額の控除が行われています。

また、普通法人等(図表1の⑥)が利付債の「買い手」となった場合、次回の利子を受け取る際に、「売り手」が保有していた期間分も含めて所得税等の源泉徴収が行われる一方で、自己が保有していない期間分については所得税額等の控除の対象となりません。このため、経過利子からの税相当額の控除はこの分の調整の意味合いも持っています。

平成28年1月1日以後は、「源泉徴収なしの法人」(図表2の①~③)は自己の保有期間にかかわらず、受取利子の全額の所得税額の源泉徴収が免除されます(442ページ参照)。また、平成28年1月1日以後は、「買い手」の普通法人等は自己の保有期間にかかわらず、所得税額全額について所得税額控除の対象となります(443ページ)。

このため、平成28年1月1日以後は、経過利子から税相当額の控除を行う必要がなくなります。

2. 非営利型の一般社団法人等の場合

「非営利型の一般社団法人等」(図表1・図表2の④)は、前述の通り、収益事業を行っていない場合控除する法人税等が存在しないため、所得税額等の控除が行えない場合があります。

特に平成27年中の利付債の譲渡については、経過利子の受け渡しの際、源泉税相当額の控除を行う銘柄と、行わない銘柄が混在することになるので注意が必要です。

6 「課税玉」と「非課税玉」の分断の解消

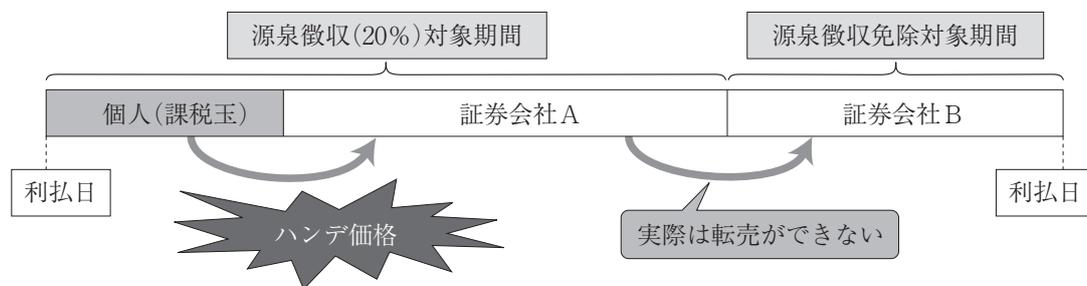
次の利払日が平成27年12月31日以前である銘柄については、利付債の取引は、「課税玉」と「非課税玉」に分断されています。

「課税玉」は、利子の計算期間中に個人または「源泉徴収ありの法人」（図表1の④～⑥）に保有されたことがある、または保有されている利付債であり、「非課税玉」は「源泉徴収なしの法人」（同①～③）に保有されている利付債です。

「課税玉」を「源泉徴収なしの法人」の間で譲渡した場合、税法上は他の「源泉徴収なしの法人」が保有していた期間の分も含めて、所得税等の源泉徴収が免除される分の按分計算が行われることになっています。

しかし、金融庁の資料では、「実務上、証券会社Aが保有していた期間の情報を証券会社Bに引き継がない」ために、「利払日前に当該債券を証券会社Bに転売してしまうと本来源泉徴収の必要がない証券会社Aの保有していた部分まで源泉徴収の対象」になるとされています。この問題があるため、「当該債券は、利払日まで他の証券会社に転売できないことを前提に売却されるため、市場価格より低い価格（ハンデ価格）で売買されている現状」があるとされています。

図表7 課税玉を証券会社間で譲渡した場合



(注) 復興特別所得税は考慮していません。

(出所) 金融庁「証券税制について」(平成22年5月31日)から一部抜粋し、(注)を追加

次の利払日が平成28年1月1日以後となる銘柄については、利払時に「源泉徴収なしの法人」が利付債を保有していれば、すべて源泉徴収が免除されるため、「課税玉」と「非課税玉」を区別する必要がなくなります。さらに、所得税額控除や源泉徴収免除の改正などの効果もあり、市場の分断は解消されるものと考えられます。

7

割引債の源泉徴収の方法の変更

1. 発行時の源泉徴収の廃止

措法41の12
平28施行後措
法41の12⑦三

平成27年12月31日以前に発行される割引債については、償還差益に対して、発行時に、原則税率18.378%（所得税および復興特別所得税18.378%）の源泉徴収が行われています。この発行時源泉徴収は平成28年1月1日以後発行される割引債について、廃止されます。

2. 償還時の源泉徴収の対象となる割引債の範囲

平28施行後措
法41の12の2
措法平25法5附則56
措法41の12⑨
措法平25法5附則56②

平成28年1月1日以後に償還される割引債について、平成27年12月31日までに発行され発行時に源泉徴収されたものを除き、償還差益に対して、償還時に源泉徴収が行われます。

特定振替機関等を経由して振替記載等がなされた国庫短期証券や短期社債（電子CP）などについては、平成27年12月31日以前の発行であっても発行時源泉徴収は行われていません。ただし、これらの発行時源泉徴収が行われていない割引債につき、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき償還金は、償還時源泉徴収の対象となります。

平28施行後措
法41の12の2
⑥一

償還時に源泉徴収となる割引債とは、割引債のほか分離元本公社債、分離利子公社債、「利子が支払われる公社債でその発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの」^(注)が含まれます。

平28施行後措
法41の12の2
①一二

また、国内発行の割引債だけでなく、国外発行の割引債で割引債の償還金が国内で支払われるもの、および国内における支払いの取扱者を通じて受け取るものについても、償還時の源泉徴収の対象となります。

平28施行後措
規19の5②③

^(注) 具体的には、額面に対して発行価額が90%以下の公社債が定められています。

3. 償還時の源泉徴収の対象となる内国法人の範囲

平28施行後措
法41の12の2
①

個人においては、償還時に償還差益に対し税率20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の源泉徴収が行われます。

内国法人においては、償還時に源泉徴収が行われるのは、下記の法人に限られます。

- ・一般社団法人（公益社団法人を除く）
- ・一般財団法人（公益財団法人を除く）
- ・人格のない社団等
- ・法人税法以外の法律によって法人税法第2条第6号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの

「政令で定めるもの」には、下記の法人が指定されています。

平28施行後措
令26の17①

- ・認可地縁団体
- ・管理組合法人
- ・団地管理組合法人
- ・法人である政党等
- ・防災街区整備事業組合
- ・特定非営利活動法人
- ・マンション建替組合
- ・マンション敷地売却組合

平28施行後措
法41の12の2
①

法人について源泉徴収が行われる場合の源泉徴収税率は15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）です。

これらの割引債の償還時源泉徴収が行われる内国法人の範囲は、本章の表記では「非営利型の一般社団法人等」(図表1・図表2の④)および「非営利型でない一般社団法人等」(図表1・図表2の⑤)に該当します。

「公共法人等」(図表1・図表2の③)においては、利付債の利子について所得税の源泉徴収を免除されていることに合わせて、割引債の償還差益についても所得税を課さないこととしているものと考えられます。

「普通法人等」(図表1・図表2の⑥)・「指定金融機関等」(図表1・図表2の①)・「振替機関等の確認を受けた事業法人」(図表1・図表2の②)においては、割引債の償還差益については法人税の計算において益金算入されるため、所得税を源泉徴収する必要がないこととしているものと考えられます。

「非営利型の一般社団法人等」(図表1・図表2の④)においては、収益事業以外から生じた所得については法人税が課税されないため、収益事業を行っていない場合は法人税が課税されず、源泉徴収のみが行われます。このため、割引債の償還差益について所得税を課さないこととすると、利子について所得税が源泉徴収される利付債に比べて割引債が課税上有利になるものと考えられます。このため、割引債の償還差益について源泉徴収を行うものと考えられます。

なお、「非営利型でない一般社団法人等」(図表1・図表2の⑤)においては、普通法人等と同様にすべての所得に対して法人税が課税されるため、本来であれば普通法人等と同様に割引債の償還時源泉徴収を行わなくてよいものとも考えられます。しかし、源泉徴収を行う割引債の発行会社の立場から考えると、利子を受け取る一般社団法人(および一般財団法人)が非営利型法人であるか否かを判別するのは事務処理上の負担が大きいものと考えられます。このため、一般社団法人(および一般財団法人)においては、非営利型法人であるか否かにかかわらず一律に源泉徴収を行う取扱いになったものと考えられます。

4. 源泉徴収が行われる場合の税額の計算

割引債の償還時に源泉徴収が行われる場合、原則として次のみなし償還差益に税率15.315%(所得税および復興特別所得税15.315%)を乗じて源泉徴収が行われます。

図表8 みなし償還差益

発行から償還までの期限が1年以内の割引債	償還金額の0.2%
発行から償還までの期限が1年超の割引債	償還金額の25%
分離利子公社債	

平28施行後措
法41の12の2
⑥三イロ

ただし、当該源泉徴収が行われる法人が口座管理機関である証券会社等と割引債の取得価額を管理する契約を締結し、当該割引債の取得価額が管理されている場合は、みなし償還差益ではなく実際の償還差益に税率15.315%(所得税および復興特別所得税15.315%)を乗じて源泉徴収が行われます。

平28施行後措
法41の12の2
⑥三八

5. 証券会社等が支払事務の取扱いをする場合

平成28年1月1日以後に支払うべき償還金について、国内において支払われる割引債の償還金で証券会社等がその支払事務の取扱いをするものについては、当該証券会社等が上記の源泉徴収を行います。

平28施行後措
法41の12の2
⑫13

平成28年1月1日以後に支払うべき償還金について、国外において発行された割引債の償還金で国外において支払われるものについて、国内の証券会社等がその支払事務の取扱いをする

措法平25法5
附則57

ものについても、当該証券会社等が源泉徴収を行います。

6. 公共法人等の償還時還付制度の廃止

措法41の12⑥

「公共法人等」(図表1・図表2の③)は、現在、割引債の発行時に源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額のうち、自己の保有期間分について、償還時に源泉徴収額が還付される制度があります。

利付債については公益法人等について利子の受取時に源泉徴収不適用とする制度がありますが、割引債については発行時に取得者にかかわらず源泉徴収が行われています。このため、公共法人等については割引債の償還時に所得税額を還付しています。

平28施行後措
法41の12⑦三
措法平25法5
附則56①

この償還時の還付制度は、割引債の発行時源泉徴収の廃止に伴い、平成28年1月1日以後に発行された割引債の償還については適用されなくなります。ただし、平成27年12月31日以前に発行された割引債の償還については経過措置として存続します。

8

外国所得税との二重課税調整方法の変更

措法3の3④

外国公社債等の利子について、外国で源泉税が徴収された場合、現行では、外国での徴収税額と合わせて復興特別所得税加算前で20%となるように国内での徴収分が調整されています(差額徴収方式)^(注)。

(注) 差額徴収方式においては、外国所得税額を控除後の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課税されるため、復興特別所得税込みの税率が20.315%とならない場合があります。

平28施行後措
法3の3④

平成28年1月1日以後に支払われるべき利子等から、国外発行の特定公社債^(注)の利子の二重課税の調整方法は、差額徴収方式が行われなくなります。したがって、国外発行の特定公社債等の利子について外国で課税された金額がある場合、すべて法人税等における外国税額控除で調整を行うこととなります。

平28施行後措
法3①一、37の
11②

(注) 国外発行の特定公社債とは、外国国債、外国地方債、外国法人が発行し、または保証する債券で一定のものなどです(詳細な定義は256ページ参照)。

平28施行後措
法3の3④

これに対して、国外発行の一般公社債(特定公社債でない公社債)の利子の二重課税の調整は、平成28年1月1日以後も、従来通り、差額徴収方式が行われます。

外国法人が受け取る公社債の利子・償還差益等の扱い

1. 公社債の利子に対する課税

所法178

外国法人については、国内源泉所得について所得税が課税されます。

所法161四

公社債の利子に関しては、国債・地方債、内国法人発行の社債などが国内源泉所得として所得税等の課税対象とされ、原則として、所得税および復興特別所得税の源泉徴収（税率15.315%）が行われています。なお、外国法人は、現在においても道府県民税利子割の特別徴収は行われていません。

措法5の2.5の3

ただし、外国法人が、非課税適用申告書の提出などの所定の手続きを行った場合、振替国債・振替地方債・振替社債等の利子等について所得税および復興特別所得税が非課税となります。

平28施行後措法5の2.5の3

この手続きを行った場合、非課税の対象となる利子は、平成27年12月31日以前に支払いを受けるべき利子等は自己が保有していた期間分に限られます。平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等からは、自己が保有していた期間分に限らず、全額について非課税とされます。

措法平25法5附則22

2. 割引債の償還差益に対する課税

措法41の12

平成27年12月31日以前に発行された割引債の償還差益については、外国法人が取得した場合においても、発行時の所得税および復興特別所得税の源泉徴収（原則税率18.378%）が行われます。発行時の源泉徴収は、平成28年1月1日以後に発行される割引債について廃止されます。

平28施行後措法41の12⑦三

平28施行後措法41の12の2

平成28年1月1日以後に償還される割引債について、平成27年12月31日までに発行され発行時に源泉徴収が行われたものを除き、償還差益に対して、償還時の源泉徴収（償還差益に対し、所得税および復興特別所得税15.315%）が行われ、外国法人もこの償還時源泉徴収の対象となります。

平28施行後措法41の12の2①

なお、償還時の源泉徴収の対象となるのは内国法人においては、国内発行の割引債および外国発行の割引債のうち国内の支払いの取扱者を通じて受け取るものですが、外国法人においては国内において支払われる割引債の償還金に限られます。

平28施行後措法41の12の2⑥三イロ

源泉徴収が行われる場合、外国法人においては、実際の償還差益ではなく、「みなし償還差益」（450ページ図表8参照）に基づいて源泉徴収が行われます。

平28施行後措法41の13の3

ただし、平成28年1月1日以後、振替割引債の償還差益の非課税制度が設けられます。外国法人が、非課税適用申告書の提出などの所定の手続きを行った場合、振替国債・振替地方債・振替社債等の利子等の非課税の規定と同様に、振替割引債の償還時の償還差益について所得税が非課税となります。